# 青森県地球温暖化対策推進計画 別冊

地域脱炭素化促進事業に係る 促進区域の設定に関する県基準

2025年(令和7年)3月

青森県

#### 1 策定の趣旨

○ 国では、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号、以下「温対法」という。)の改正により、令和 4 年 4 月から、地方公共団体実行計画制度を拡充し、「地域脱炭素化促進事業」に関する制度を創設しました。

#### <地域脱炭素化促進事業制度>

円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し地域のメリットにもつながる、地域と共生する再生可能エネルギー(以下「再エネ」という。)の導入を促進する制度。

市町村は、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定する際、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域)等を定める。

都道府県は、促進区域設定に係る環境省令に即して、地域の自然的・社会的条件に応じ た環境保全の基準を定める。

- 県では、2050年カーボンニュートラルに向けて、令和5年3月に「青森県地球温暖化対策推進計画」を改定し、2030年度の温室効果ガス排出量を「2013年度比で51.1%削減」する目標と、2030年度の再生可能エネルギー導入量を「自家消費型等により1.34億kWh相当導入」する目標を掲げ、徹底した省エネルギー対策の推進とともに、再生可能エネルギー等の導入拡大により、脱炭素社会の実現を目指すこととしています。
- また、本県は、令和5年9月に「自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想」を公表し、立地地域と再生可能エネルギーが持続可能な形で向き合い、共存共栄していくための目指す姿とその前提を定めるとともに、新たな仕組みづくりに着手することとし、令和7年3月に「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例」及び「青森県再生可能エネルギー共生税条例」を定めました。
- 共生条例のゾーニングでは、地域との共生を図りながら再工ネ導入を促進する区域(共生区域)の一つとして温対法に基づく地域脱炭素化促進事業の促進区域を想定しており、 市町村の促進区域設定を県としても支援していくこととしています。
- これらの状況を受け、県内市町村が地域脱炭素化促進事業を円滑に推進し、地域と共生 した再工ネ事業の導入が適切に促進されるよう、青森県地球温暖化対策推進計画の別冊と して本基準を策定するものです。

#### 2 位置付け

本基準は、温対法第21条第6項に規定する促進区域の設定に関する基準です。

市町村は、国及び県の基準に基づき、環境保全の観点及び社会的配慮の観点を考慮しながら促進区域等を設定します。

#### 3 対象とする地域脱炭素化促進施設の種類

#### (1)太陽光発電施設

※建物の屋根に設置するものを除く。

#### (2) 風力発電施設

※洋上に設置するものを除く。

#### 4 促進区域の設定に係る青森県基準

## (1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域(除外区域)

環境省令第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと 認められる区域」は、【表1】のとおりです。

なお、この除外区域は、青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例(以下「共生条例」)における「保護地域」と同一のゾーニングとなります。

市町村は、これらの区域を促進区域に含めることはできません。

【表1】促進区域に含めることが適切でないと認められる区域(除外区域)		
自然環境保全地域(国指定)	自然環境保全法	
野生動植物保護地区、特別地区、普通地区		
自然環境保全地域(県指定)	青森県自然環境保全条例	
野生動植物保護地区、特別地区、普通地区		
国立公園・国定公園	自然公園法	
特別保護地区、第1種・第2種・第3種特別地域		
県立自然公園	青森県自然公園条例	
第1種・第2種・第3種特別地域		
国指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣保護管理法	
県指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣保護管理法	
世界文化遺産(緩衝区域を含む)	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に	
世界自然遺産(緩衝区域を含む)	関する条約	
ラムサール条約湿地	特に水鳥の生息地として国際的に重要	
	な湿地に関する条約	
国指定文化財等(史跡、名勝、天然記念物等)	文化財保護法	
県指定文化財(史跡、名勝、天然記念物)	青森県文化財保護条例	
保護林、緑の回廊	国有林野の管理経営に関する法律 他	

#### (2) 促進区域の設定に当たり考慮を要する区域(考慮区域)

次の【表2】に掲げる区域において促進区域を設定するに当たっては、地域脱炭素化促進施設の種類、規模その他の事項に応じ、当該地域脱炭素化促進施設の整備により関係法令・条例の区域の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを検討し、当該おそれがないと認められること、又は地方公共団体実行計画に地域の環境の保全のための取組として当該支障を回避するために必要な措置を定めることが必要です。 なお、この考慮区域は、共生条例における「保全地域」と同一のゾーニングとなります。

【表2】促進区域の設定に当たり考慮を要する区域(考慮区域)		
県開発規制地域、県緑地保全地域	青森県自然環境保全条例	
国立公園・国定公園 普通地域	自然公園法	
県立自然公園 普通地区	青森県自然公園条例	
国指定鳥獣保護区(特別保護地区以外)	鳥獣保護管理法	
県指定鳥獣保護区(特別保護地区以外)	鳥獣保護管理法	
保安林 (保安施設地区を含む)	森林法	
国有林(保安林、保安施設地区、保護林、緑の回	森林法	
廊を除く)		
地域森林計画対象民有林 (保安林、保安施設地区	森林法	
を除く)		
ふるさとの森と川と海保全地域	青森県ふるさとの森と川と海の保全及	
かることの林と川と海休土地場	び創造に関する条例	

# (3) 配慮が必要な事項、収集すべき情報及びその収集の方法

促進区域に当たっては、次の【表3】に掲げる環境配慮事項について、「収集すべき情報」とその「収集方法」に基づいて必要な情報を収集し検討を行うこととします。また、検討の結果を踏まえて促進区域を設定するとともに、促進区域で行われる事業については、「適正な配慮のための考え方」に基づき必要な措置を講じることが必要です。

【表3】促進	区域の設定に当たり考慮を	と要する環境配慮事項	
考慮を要する 事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方
	・地域と再生可能エネルギーと		
自然・地域との共生	・青森県自然・地域と再生 可能エネルギーとの共生に 関する条例が定めるゾーニ ング及び合意形成手続	・青森県 HP(青森県 自然・地域と再生可 能エネルギーとの共 生に関する条例)	・条例が定めるゾーニング及び合意形成 手続を適切に運用し、自然・地域と共生 可能な区域設定とすること。
	の自然的構成要素の良好な状態	の保持	
騒音による影 響	・保全対象施設(学校、病院等)の分布状況 ・住宅の分布状況 ・騒音に係る環境基準 ・騒音規制法、青森県公害 防止条例に基づく規制基準	・EADAS ・市町村、県担当 課・教育委員会が示 す情報を確認	・地域の環境、騒音に係る環境基準、騒音規制法、青森県公害防止条例に基づく規制基準等の情報を収集し、地域の環境保全について適正に配慮すること。・パワーコンディショナの設置場所を調整して保全対象施設や住宅からの離隔距離を確保すること。・必要に応じてパワーコンディショナの周囲に囲いを設けること等の防音対策を講じること。・工事用資材等の搬出入や建設機械の稼働に係る影響について、回避又は低減する措置を講じること。
水の濁りによる影響	・河川等の公共用水域の水質、利用状況(取水施設等) ・水質汚濁に係る環境基準・水質汚濁防止法、青森県公害防止条例に基づく規制基準	・EADAS ・河川管理者、県担 当課が示す情報を確 認	・地域の環境、水質汚濁に係る環境基準、水質汚濁防止法、青森県公害防止条例に基づく規制基準等の情報を収集し、地域の環境保全について適正に配慮すること。 ・造成等の施工による一時的な影響を含め、事業の実施に伴い濁水が発生しないよう、適切な措置を講じること。
重要な地形及 び地質への影 響	・重要な地形、地質の分布	<ul><li>・EADAS</li><li>・県担当課が示す情報を確認</li></ul>	・注目すべき地形・地質が含まれる場合 は、その周辺の環境保全も含め、改変を 避けた区域設定とすること。
土地の安定性への影響	・砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩落危険区域、土砂災害計画区域、土砂災害特別警戒区域	・重ねるハザードマップサイト(国土地理院) ・青森県土砂災害警戒区域等マップ・県担当課が示す情報を確認	・砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩落危険区域においては一定の行為制限があることから、検討段階の早期に該当の有無を確認すること。・土砂災害計画区域、土砂災害特別警戒区域の上流域等において事業区域を予定する場合は、土砂災害が助長・誘発されることがないよう適切な措置を講じること。
	・山地災害危険地区(山腹 崩壊危険地区、地すべり危 険地区、崩壊土砂流出危険 地区)	・青森県山地災害危 険地区位置情報 ・県担当課が示す情 報を確認	・山地災害危険区域において事業区域を 予定する場合には、現地状況を十分に勘 案の上、施設の位置や規模を検討し、災 害が助長・誘発されることがないよう適 切な措置を講じること。
	・土地の災害履歴	・国土交通省土地保 全図(災害履歴図) ・県担当課が示す情 報を確認	・事業区域内及びその周辺において、降雨などによる地すべり、崩壊、土石流等の災害が過去にあった場合には、その土地の特性を十分に認識するとともに、土地の安定性について必要な調査を行い、事業実施に伴い再度災害を誘発させないよう適切な措置を講じること。

考慮を要する	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方
生地の安定性への影響	・河川区域 ・海岸区域	・河川管理者 ・海岸管理者	・河川や海岸の保全上の支障の有無について調査を行うとともに、管理者と事前に十分な協議・調整を行い、適切な措置を講じること。
	・宅地造成等工事規制区域 ・特定盛土等規制区域 (宅地造成及び盛土等規制 法) ※当該区域が指定されるま では、旧法に基づく宅地造 成工事規制区域	・県担当課に確認	・事業区域が規制区域に該当し、事業実施に伴い盛土、切土を伴う場合には、法令等で定められる基準を確実に遵守し、 災害を防止するために必要な措置を講じること。
反射光による	・保全対象施設(学校、病	• EADAS	・保全対象施設や住宅に反射光が差し込
影響(太陽光	院等)の分布状況	・市町村、県担当	まないよう、太陽光の反射を抑えた仕様
発電施設の み)	・住宅の分布状況	課・教育委員会が示 す情報を確認	のパネルの採用、アレイの配置や向きの 調整、植栽等を施すなど、影響が回避又
		7 1171% - 1220	は軽減されるよう適切な措置を講じること。
風車の影による影響(国力	・保全対象施設(学校、病院等)の公布は記	· EADAS	・保全対象施設や住宅に風車の影が長時
る影響(風力 発電施設の	院等)の分布状況 ・住宅の分布状況	・市町村、県担当課・教育委員会が示	間重ならないよう風車の配置を検討すること。
み)		す情報を確認	
	の多様性の確保及び自然環境の		(F. 08/08/4 Vital - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・鳥獣保護区(特別保護地区以外の区域)の該当の有無 ・風力発電に係るセンシティ・重要野島体性のでは、は、 (IBA)・生物多様性のでは、 (KBA、KBA、KBA、KBA、KBA、大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	<ul> <li>・EADAS</li> <li>・青森県鳥獣保護区</li> <li>・寿位置図</li> <li>・タブト</li> <li>・存ブック</li> <li>・中クリント</li> <li>・中の関係</li> <li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	・種への影響を避けるため、必要な措置を講じること。 ・文献や専門家意見を参考に、希少な動物種や重要生息地が存在する場合は、原則として事業区域に含めないこと。
植物の重要な 種及び重要な 群落への影響	・植生自然度図(特に自然 度 9、10) ・絶滅危惧種(植物)の分 布情報 ・特定植物群落 ・巨樹・巨木林	<ul> <li>・EADAS</li> <li>・自然環境保全基礎調査結果(環境省)</li> <li>・環境省レッドデータブック、レッドリスト</li> <li>・青森県版レッドデータブック・県担当課が示す情報を確認・専門家からの聞き取り</li> </ul>	・種への影響を避けるため、必要な措置を講じること。 ・文献や専門家意見を参考に、希少な動物種や重要生息地が存在する場合は、原則として事業区域に含めないこと。

考慮を要する 事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方
地域を特徴づける生態系への影響	・重要湿地、重要里地里山・自然共生サイト	<ul><li>・EADAS</li><li>・環境省ホームページ(重要湿地、重要</li><li>里地里山、自然共生サイト)</li></ul>	・生態系への影響を避けるため、必要な 措置を講じること。 ・可能な限り環境への影響の回避・低減 を図ること。
〈区分4>人と	 自然との豊かな触れ合いの確保		
主要な眺望点 及び景観資源 並びに主要な 眺望景観への 影響	・景観形成重点地区 ・景観行政団体が指定する 眺望点	・EADAS ・市町村、県担当課 が示す情報を確認 ・地域の観光マップ 等	・主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に影響を及ぼさないよう、十分配慮した区域設定とすること。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	・国立公園・国定公園・県立公園の利用施設計画・良田然公園の利用施設計画・長距離自然歩道・ジオパーク・キャンプ場、公園、登山道、会転車道等の触れ合いの活動の場・海水浴よの一を場が出る。中では、一、東場・田織・サンゴの、保全活動組織・機関・なる組織・機関	・市町村、県担当課 が示す情報を確認 ・環境省 HP(長距離 自然歩道) ・日本ジオパークネ ットワーク HP	・人と自然との触れ合いの活動の場が含まれる場合は、その改変面積をできるだけ小さくすること。また、人と自然との触れ合いの活動の場の利用に影響が想定される場合には、影響の大きい時期を避けて事業実施を行うよう配慮すること。
〈区分5〉その	作 9 る祖職・機関 <b>他県が必要と判断するもの</b>		
その他県が必要と判断するもの	・ふるさとの森と川と海保 全地域	・青森県 HP(ふるさ との森と川と海保全 条例)	・自然環境が優れた状態を維持している 森林、河川、海岸のうち、地域文化の状 況などから特に重要な区域を保全地域と して指定したものであり、指定の趣旨に 十分配慮すること。
	・農地	・市町村農業委員会 に確認 ・市町村・県担当課 に確認	・農業委員会の意見を聴いた上で、農地転用許可担当課と十分調整すること。
	・防衛施設(風力発電設備のみ)	・防衛省に確認 ・防衛省 HP (風力発 ・防衛省 HP (風力発 電設備が自衛隊・在 日米軍の運用に及ぼ す影響及び風力発電 関係者の皆様へのお 願い)	・電波を発する装備品の運用や航空機の 運航、各種訓練など自衛隊及び在日米軍 の活動に大きな影響を及ぼす可能性があ るため、検討の早期の段階から防衛省に 相談・確認すること。
	・文化財 (天然記念物、登録記念物、重要伝統的建造物群保存地区、重要文化財 (建造物)、県重宝(建造物)、指定相当の埋蔵文化財)	・青森県 HP (文化財 一覧) ・文化庁 HP (文化庁 指定相当の埋蔵文化 財リスト登載遺跡一 覧) ・県担当課に確認	・事業計画地周辺に文化財の指定地が存在する場合は、文化財の保存・活用に支障が生じることのないよう対策を講じること。

### 5 基準の見直し

青森県地球温暖化対策推進計画に掲げる目標及び関連する施策の実施状況、本県の自然的・社会的状況を勘案しつつ、必要があると認めるときは、本基準の見直しを適宜行うものとします。

# 【参考】国の基準(促進区域設定に係る環境省令)

促進区域から除外すべき区域	
原生自然環境保全地域(※)	自然環境保全法
自然環境保全地域	
国立公園・国定公園の特別保護地区・海域公園地区(※)	自然公園法
国立公園・国定公園の第1種特別地域	
国指定鳥獣保護区のうち特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並び
	に狩猟の適正化に関する
	法律
生息地等保護区のうち管理地区(※)	絶滅のおそれのある野生
	動植物の種の保存に関す
	る法律(種の保存法)

<sup>※</sup>青森県内において指定がない地域・地区(令和7年3月時点)

市町村が考慮すべき区域・事項		
区域	国立公園、国定公園(上表以外)	自然公園法
	生息地等保護区の監視地区	種の保存法
	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	急傾斜地崩落危険区域	急傾斜地法
	保安林であって環境の保全に関するもの	森林法
事項	国内希少野生動植物種の生息・生育への支障	種の保存法
	騒音その他生活環境への支障	_

青森県地球温暖化対策推進計画 別冊 地域脱炭素化促進事業に係る促進区域設定に関する県基準

発行者 青森県環境エネルギー部エネルギー・脱炭素政策課 〒030-8570 青森市長島一丁目1-1 TEL 017-734-9243

E-mail: enerugi@pref.aomori.lg.jp